平成２１年（フ）第３７２４号
名古屋市緑区滝ノ水４丁目315番地
破産者　医療法人緑生会
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２２７号
広島市中区銀山町６番24号
破産者　有限会社ツインズ
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７３号
神奈川県海老名市本郷2671番地の１
破産者　株式会社ケーオーエム
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第２７号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕742番地
破産者　平和集成材株式会社
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所五條支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４号
愛媛県今治市野間甲1039番地１
破産者　大澤マサ子
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３１１９号
大阪市中央区南船場２丁目10番12号
破産者　合田商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
2　一般調査期日　平成23年２月３日午後４時
平成22年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３１４号
広島市安佐北区真亀４丁目４番48―205号、開始決定時の住所広島市佐伯区五月が丘３丁目26番12号
破産者　山上　　清
1　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
2　一般調査期日　平成23年３月14日午後２時
平成22年11月30日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９６４号
大阪市東淀川区下新庄５丁目５番27号
破産者　新栄電機株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
2　一般調査期日　平成23年２月17日午後３時30分
平成22年12月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５号
大阪府泉佐野市土丸129番地、事業所所在地大阪府泉佐野市上町１丁目１番５号
破産者　泉ゴルフショップこと　田中　三郎
1　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
2　一般調査期日　平成23年２月15日午後１時30分
平成22年11月30日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
大阪府八尾市上尾町５丁目１番地の10
破産者　メタルテック株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月24日午後３時30分
平成22年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５３号
大阪府守口市大久保町１丁目８番11号、開始決定時の住所大阪府門真市末広町37番23号末広コーポ２階205号室
破産者　上田　武雄
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月21日午後３時30分
平成22年12月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６６６号
大阪市城東区森之宮２丁目９番1102号
破産者　湯上　三平
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月21日午後３時30分
平成22年12月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８４号
大阪市東淀川区大道南２―６―４　ピアチェーレＤＡＩＤＯ101、住民票上の住所大阪市東淀川区大道南１丁目15番14号
破産者　細谷　澄江
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月24日午後３時30分
平成22年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第３６６２号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号ＮＯＦ御堂筋ビル９階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦町４丁目３番７号
破産者　株式会社レイコファセットマネジメント
特別調査期間　平成22年12月20日から平成22年12月22日まで
平成22年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２２年（フ）第５１０号
静岡市葵区城北２丁目24番19号、前住所静岡市葵区三番町９番地の３チサンマンション103号
破産者　杉山　真人
破産管財人　蒲生　武幸が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　幸山　秀明
平成22年11月30日
静岡地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成１６年（フ）第１８０号
三重県伊勢市河崎２丁目22番28号
破産者　西口　秀嗣
1　期日　平成23年２月16日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年11月30日　　津地方裁判所松阪支部

平成１９年（フ）第２５５２号
大阪市西区安治川２丁目１番11号
破産者　森産業海運株式会社
1　期日　平成23年１月18日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第３１１号
長崎県佐世保市東浜町686番地137
破産者　有限会社西部管工社
1　期日　平成23年１月21日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年11月30日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３号
山口県岩国市玖珂町5411番地７
破産者　有川　慎二
異議申述期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月１日　山口地方裁判所岩国支部